

広島県公営企業管理規程第五号

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月十一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程

広島県企業局文書等管理規程（平成十三年広島県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条中「第二条第十二号、」及び「及び別表第二」を削り、同条の表県文書等管理規程の項中「第九条の二、第十条第一項」を「第九条の二、第十条第一項及び第四項」に、「第三十五条」を「第三十四条」に、「別表第二」を「総務課長が別に」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。